

## 対馬市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

### 1 趣旨

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定をもとに、公共工事の品質を確保することを目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（特別簡易型）による指名競争入札及び制限付き一般競争入札（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用範囲

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 入札者の技術力（企業の施工能力、配置予定技術者の能力）、信頼性、社会性及び入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約担任者が総合評価落札方式（特別簡易型）に基づき執行することが適当であると認める工事

### 3 一般的事項

総合評価落札方式（特別簡易型）の実施にあたっては、この要領に定める事項のほか、定めがない事項については、対馬市契約規則（平成16年規則第108号）、対馬市建設工事執行規則（平成16年規則第107号。以下「工事執行規則」という。）、対馬市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成17年告示第59号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）及び対馬市低入札価格調査制度要綱（平成18年告示第25号）によるものとする。

### 4 学識経験者の意見聴取

- (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を実施するときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、次の項目に関して2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
  - ア 評価項目及び評価基準の設定
  - イ 落札者の選定
- (2) 学識経験者の意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### 5 入札執行通知書及び入札公告

契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）による入札を実施しようとするときは、工事執行規則及び一般競争入札実施要綱の規定に基づき次の項目を含めて、入札執行通知

書（様式第1号）の送付又は公告を行うものとする。

ア 総合評価落札方式（特別簡易型）によること。

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 別紙「技術資料作成要領」に定められたすべての資料（以下「技術資料」という。）を提出することとし、一部でも欠いた者の行った入札は無効となること。

オ その他総合評価落札方式（特別簡易型）に関する事項

## 6 技術資料の提出

（1）入札に参加しようとする者は次に定める事項により、技術資料（様式第2号）を提出しなければならない。

ア 指名競争入札により行う場合は、入札執行通知から20日以内で入札執行通知書に記載された提出期限内

イ 一般競争入札により行う場合は、入札公告から20日以内で入札公告に記載された提出期限内

（2）技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正及び差し替えは、特別の事情がある場合を除き認めないものとする。

## 7 技術資料の審査

技術資料の審査は、対馬市建設工事等指名審査委員会規程（平成16年訓令第34号）に定める委員会（以下「指名委員会」という。）において行う。

## 8 入札

入札者は、価格、企業の技術力、信頼性及び社会性をもって入札するものとするが、技術資料提出時に「本技術資料をもって入札に参加する」旨の誓約をさせることにより、入札書提出時には企業の技術力、信頼性及び社会性に係る資料は提出を要しないものとする。

## 9 入札の無効

技術資料に記載がない者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は、無効とする。

## 10 開札

入札書の開札は、入札後直ちに入札場所において行い、予定価格以下で低入札価格調査判断価格以上の価格をもって入札した者がいることを確認したうえで、保留を宣言する。

## 11 落札者の決定

（1）総合評価による落札者は、予定価格と低入札価格調査判断価格の範囲内で別表第1の算定方法により算出した評価値が高い者を4の規定により必要に応じて学識経験者の意見聴取を行い、指名委員会において決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこと

となる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格と低入札価格調査判断価格の範囲内で契約担任者が定める最低限の要件を全て満たして入札したほかの者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするができる。

(2) 加算点については、別表第1により算定するものとする。

(3) 前2項目により算出された評価結果は、総合評価落札方式に関する評価調書(様式第3号)により、(1)の落札者決定における評価の基準とする。

(4) 評価値が同じ数値となった場合は、入札金額が低い者を落札者として決定するものとする。この場合において、入札金額が同価のときは、くじにより決定するものとする。

## 12 落札結果の公表

(1) 契約担任者は、落札者を決定したときには、全ての入札参加者に対し、落札決定の通知(様式第4号及び様式第5号)をしなければならない。

(2) (1)により落札者決定の通知をした場合は、入札参加者、入札金額、予定価格、技術評価点及び評価値を入札結果一覧表(様式第6号)により、契約締結後遅滞なく公表するものとする。なお、公表の方法は他の入札と同様に扱うものとする。

(3) 入札参加者から、11(2)により算定した技術資料の評価点に係る公表の請求があつた場合の取り扱いについては次によるものとする。

ア 入札参加者は、「総合評価落札方式(特別簡易型)に係る技術資料の評価点について(依頼)」(様式第7号)により請求する。

イ 契約担任者は、アの規定により請求があつた場合は、「総合評価落札方式(特別簡易型)・技術資料評価点内訳資料」(様式第8号及び第9号)により、当該請求に係る者の評点を回答するものとする。

ウ 入札参加者からの請求は、落札決定通知日から起算して7日を経過した日(休日を除く。)を期限とする。なお、契約担任者は請求期限日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に回答するものとする。

## 13 秘密の保持

この要領に基づき入札者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

## 14 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

## 15 執行期日

この要領は、平成21年2月2日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1

落札決定評価値等

項目	算定方法
評価値	技術評価点 ÷ 入札金額 (円) × 100,000,000
技術評価点	加算点 + 標準点
加算点	別表第2の項目ごとの合計点数 ÷ 20 × 10 (10点換算値)
標準点	100点

備考 評価値及び加算点は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

別表第2

総合評価の評価項目及び評価基準

評価の方法	評価項目	評価基準	配点	
企業の施工能力	(1) 過去3年間の同種工事の施工実績	対馬市内で完成した公共工事と同種工事の実績	5件以上	3点
			3～4件	2点
			1～2件	1点
		同種工事の実績なし		0点
	(2) 過去3年間の工事成績	対馬市発注工事の工事成績評定点	80点以上	4点
			75点以上80点未満	3点
			70点以上75点未満	2点
			66点以上70点未満	1点
			65点以下または工事成績無し	0点
	配置予定技術者の能力	(3) 過去3年間の同種工事の施工経験の有無	対馬市内で完成した公共工事と同種工事の実績	5件以上
			3～4件	2点
			1～2件	1点
同種工事の実績なし			0点	
(4) 保有する資格及び実務経験年数		1級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が10年以上の者		6点
		2級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が10年以上の者		5点
		1級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が5年以上10年未満の者		4点
		2級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が5年以上10年未満の者		3点
		1級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が2年以上5年未満の者		2点
		2級の施工管理技士相当の資格取得者で、資格取得後の実務経験年数が2年以上5年未満の者		1点

		上記以外の者（経験年数による技術者等）	0点
地域精通	(5) 営業拠点の所在地	対馬市内に主たる営業所（本社・本店等）を置く事業所あり	2点
		対馬市内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置く事業所（受任事業所）あり	1点
		上記以外の者	0点
地域貢献	(6) 従業員数	従業員数10人以上	2点
		従業員数5人以上10人未満	1点
		従業員数4人以下	0点

備考1 (1)及び(3)の過去3年間とは、開札日の属する年度の直前3年間をいう。

2 (2)の過去3年間とは、開札日の属する年度の直前3年間をいう。

3 (4)の実務経験年数とは、当該資格取得後、開札日の属する年度の直前の年度までの年数をいう。

4 (6)の従業員とは、技術資料提出期限日を算定基準日とし、過去3か月以上連続して雇用し、かつ、対馬市内に現住所（住民基本台帳に記載されていること。）を有する者であること（事業主を含む）。

5 (4)の実務経験年数において、1級の経験年数は2級の経験年数に換算することができる。

総合評価落札方式に関する評価調書

発注主管課	工 事 名	工 事 箇 所	入 札 方 式	工 事 概 要

評価点の算定結果

[技術資料提出期限：平成 年 月 日]

※ 落札決定評価値等（評価値・技術評価点・加算点）は別表第1の算出方法による。

入札者 (商号又は名称)	企業の施工能力		配置予定技術者の能力		地域精通	地 域 貢 献		① 小 計 20点	② 加算点 ①/20×10	技術評価点 ②+100
	施工実績 3点	工事成績 4点	施工経験 3点	保有資格 勤務年数 6点	営業拠点 の所在地 2点	従業員数 2点				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

総合評価の結果

[入札執行期日：平成 年 月 日]

入札者 (商号又は名称)	入札書記載金額 (税抜き、円) ①	技術評価点 ②	評価値 ②÷①×1億	落札予定者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

学識経験者の意見聴取（確認印）

学識経験者 所属・職・氏名	評価項目評価基準	落札者の決定
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日

第 号  
年 月 日

様

契約担任者 職 氏名 印

落札者決定通知書

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していましたが、審議の結果、貴社が落札者に決定しましたので通知します。

つきましては、年 月 日までに契約関係書類を提出してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事日数 日間 又は 年 月 日 限り
- 4 入札執行年月日 年 月 日
- 5 落札金額(税抜き) ¥
- 6 評価値

第 号  
年 月 日

様

契約担任者 職 氏名 印

落札者決定通知書

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していましたが、審議の結果、下記のとおり落札者が決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事日数 日間 又は 年 月 日 限り
- 4 入札執行年月日 年 月 日
- 5 落札者名
- 6 落札金額(税抜き) ¥
- 7 落札者の評価値
- 8 貴社の評価値

年 月 日

対馬市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

総合評価落札方式による技術資料の評価点について（依頼）

当社が入札に参加した貴職発注の下記工事の、技術資料に関する当社の評価点  
についてお示しくくださるようお願いいたします。

記

入札執行年月日 年 月 日

工 事 名

様式第8号

第 号  
年 月 日

様

契約担当者 職 氏名 印

総合評価落札方式による技術資料の評価点について（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から依頼のあった下記工事に係る標記に  
ついては、別紙のとおりです。

記

入札執行年月日 年 月 日

工 事 名

総合評価落札方式（特別簡易型）・技術資料評価点内訳資料

入札執行年月日            年    月    日

工    事    名

入札参加者名  
（商号又は名称）

評価点の得点

評価点内訳

評価項目		満点	得点
企業の 施工能力	(1) 過去3年間の同種工事の施工実績	3	
	(2) 過去2年間の工事成績	4	
配置予定 技術者の 能力	(3) 過去3年間の同種工事の施工経験の有無	3	
	(4) 保有する資格及び実務経験年数	6	
地域精通	(5) 営業拠点の所在地	2	
地域貢献	(6) 従業員数	2	
合計		20	

## 技術資料作成要領

<p>企業の施工能力</p>	<p>●企業の施工実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事の施工実績は、開札日の属する年度の直前過去3年間の同種工事（公共工事に限る。）の施工実績を記載する。</li> <li>2. 資料としてコリンズの写し、契約書の写し又は工事完成確認書の写し等実績が確認できるものを添付すること。</li> <li>3. 同種工事とは、当該工事の設計額（貴社が見積った工事金額）と同額以上の請負額で、諸経費算出の工種区分（18工種）が同じであること。</li> <li>4. 過去3年間の工事成績は、対馬市建設工事成績評定実施要領の規定により算出した工事成績（3年間の平均点）を準用する。</li> </ol> <p>《記入要領》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年度：記載対象となる工事の契約年度</li> <li>・発注機関名：国・県・市・区・町・村名など</li> <li>・工事名称：受注工事名（工事番号は記入しない。）</li> <li>・契約金額：請負額（最終請負額）</li> <li>・工事概要：主な工事内容（例：練ブロック積200㎡、AS舗装1500㎡など）</li> </ul>
<p>配置予定技術者の能力</p>	<p>●施工経験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事の施工経験は、開札日の属する年度の直前過去3年間の同種工事（公共工事に限る。）の施工経験を記載する。</li> <li>2. 資料として発注機関の証明書（現場代理人等決定通知書の写し：受付印があるもの）又はコリンズの写し等実績が確認できるものを添付すること。</li> <li>3. 配置予定技術者の経験は、工期に対する従事期間の割合が60パーセント以上であること。</li> <li>4. 同種工事とは、当該工事の設計額（貴社が見積った工事金額）と同額以上の請負額で、諸経費算出の工種区分（18工種）が同じであること。</li> </ol> <p>●資格及び経験年数</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置予定技術者は、恒常的な雇用関係にあること。（技術資料提出日以前3ヶ月以上）</li> <li>2. 実務経験年数とは、当該資格取得後、開札日の属する年度の直前の年度までの年数とする。 また、経験年数によっては現在所有する資格より、以前所有していた資格の経験年数の方の評価が高い場合は、実務経験証明書にその資格と経験年数を記載し提出すること。</li> <li>3. 保有資格の分類は、経営事項審査申請書中、技術職員名簿の有資格区分コードを記した、業種別技術職員コード表の技術職員区分欄に記載されている資格とする。</li> <li>4. 資料として健康保険証の写し等雇用が確認できるもの及び保有する資格者証の写しを添付すること。</li> <li>5. 落札後、当該配置予定技術者の変更は原則認めないものとする。</li> </ol> <p>《記入要領》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者氏名、生年月日を記入する。</li> <li>・契約年度、発注機関名、工事名称、契約金額、工事概要：企業の施工実績の記入要領と同じ。</li> <li>・従事役職名：監理技術者又は主任技術者を記入</li> <li>・保有資格区分：1級又は2級土木施工管理技士等、交付日、交付番号を記入する。</li> <li>・経験年数：上記2により記入する。ただし、1年未満は切捨てる。</li> </ul>
<p>地域精通 地域貢献</p>	<p>●営業拠点の所在地</p> <p>主たる営業所（本社・本店及び受任事業所）の所在地を記入する。</p> <p>●従業員数</p> <p>従業員数は事業主を含み、技術資料提出期限日において、過去3か月以上連続して雇用し、かつ、本市内に現住所（住民基本台帳に記載されていること）を有する者であること。</p>
<p>注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資料の提出が無い場合又は実績が確認できない場合は評価はしない。</li> <li>2. 添付資料が一部でも欠いた者、不実記載者の行った入札は無効とする。</li> </ol>